○東北地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市唐桑町港一三二番一から同市唐桑町港七六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○関東地方整備局告示第二百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市上矢切字矢ノ中八四八番一から同市三矢小台二丁目九番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	松戸市上矢切字矢ノ中八四八番一から同市三矢小台二丁目九番四地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月一日

○関東地方整備局告示第二百九十一号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川霞ヶ浦について、昭和五十一年三月二十七日付けで告示された建設省告示第五百四号を次のように改める。

平成二十九年十一月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

関係図面のうち、第二号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局霞ヶ浦河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県吾川郡いの町波川字五百地一〇一番一から同町波川字神楽田一三番九まで	前	一〇・九七～二三・四五メートル	〇〇・〇八一キロメートル
	後	一一・一六～二四・五八メートル	〇〇・〇八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三豊市高瀬町下勝間字六ツ松一三二二番一地先から同市高瀬町下勝間字六ツ松一三一九番三まで	前	一四・八〇～二〇・五〇メートル	〇〇・〇一一四キロメートル
	後	一四・七〇～一六・三〇メートル	〇〇・〇一一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び三百七十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東かがわ市馬宿字下所一三六番一から同市馬宿字下所一四二番一まで	前	八・三八～一〇・七一メートル	〇〇・〇三三キロメートル
	後	八・三八～一〇・〇九メートル	〇〇・〇三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所